

論 説

高校生に対する租税教育及び主権者教育に関する一考察

前金沢国税局調査査察部長
笹川篤史

◆SUMMARY◆

2015年公職選挙法等の改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育が多くの高校で取り組まれるようになった。こうしたなかで、2016年4月15日の財政等審議会財政制度分科会及び平成28年度東京都税制調査会答申において、18歳選挙権を意識した租税教室や選挙権年齢の引下げが取り上げられるなど、財政・租税教育と主権者教育を関連付ける動きが見られる。このような流れは租税教育の拡充の観点からは望ましいと思われる。また、具体的な税制を扱う租税教室が主権者教育としても効果的であることを示すことができれば、租税教育の充実及び新規の高校における開催につながると思われる。

本稿は、租税教育の一層の推進に寄与するために、主権者教育における租税教育の長所を明らかにし、租税教育の拡充を図るための理論構築を行うとともに、政治的中立性の観点から問題視される可能性がある場合を示し、その対応策について考察するものである。

(平成29年9月29日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

第1章	はじめに	120
第2章	租税教育の現状	121
第3章	主権者教育の現状	122
第4章	高校生に対する租税教育及び主権者教育の実施状況に関する課題	123
第5章	選挙権年齢の引下げと租税教育との関連	124
第6章	主権者教育の対象としての租税教育の長所	125
第7章	主権者教育に関する留意点及び先行研究等	126
第8章	政治的中立性に関する検討	127
第9章	授業実施に向けた課題に関する検討	129
第10章	財務省行政事業レビューにおけるコメントに関する検討	130
第11章	おわりに	132

第1章 はじめに

2015年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立したことにより、公職選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられた。これを受け、全国の高等学校（以下、「高校」という。）に文部科学省から、政治や選挙等に関する生徒用の副教材として『私たちが拓く日本の未来』（以下、「副教材」という。）、教員用の指導用資料として『私たちが拓く日本の未来【活用のための指導資料】 有権者として求められる力を身に付けるために』（以下、「指導資料」という。）が配布され、主権者教育が多く的高校で取り組まれるようになった^①。

こうしたなかで、2016年4月15日の財政等審議会財政制度分科会（以下、「財政制度分科会」という。）及び平成28年度東京都税制調査会答申^②において、18歳選挙権を意識した租税教室や選挙権年齢の引下げが取り上げられる等、財政・租税教育と主権者教育を関連づける動きが見られる。こうした流れは租税教育の拡充の観点からは望ましいと思われるが、学校には、教育の政治的中立性（以下、「政治的中立性」という。）が求められており、

政治的中立性についての批判を受ければこうした機運に水を差すことになりかねず、また、政治的中立性を過度に意識するあまり、現実の課題等を含む租税教室を避けることも考えられる。

指導資料においては、「現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められています」とされ、現実の課題を扱う主権者教育の実施が求められている。高校生を対象とするような具体的な税制を扱う租税教室が主権者教育としても効果的であることを示すことができれば、租税教室の充実及び新規の高校^③における開催につながると思われる。

このため、本稿では、租税教育の一層の推進に寄与するために、主権者教育における租税・財政分野の長所を明らかにし、租税教育の拡充を図るための理論構築を行うとともに、政治的中立性の観点から問題視される可能性がある場合を示し、対応策としての留意点等を整理することとしたい。

なお、本内容は、全て執筆者の個人的見解であり、執筆者の所属する機関の公式見解を

示すものではない。

第2章 租税教育の現状

(1) 政府による取組

租税の役割等については、現行の学習指導要領に記載があり、納税の義務等について理解させることが求められている。

国税庁により、「次代を担う児童・生徒等が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てること」⁽⁴⁾を目的とし、租税教育の充実に向け支援が行われている。

このように租税教育はかねてから行われてきたが、近年では平成 23 年度税制改正大綱において、「社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組む」⁽⁵⁾とされたことを踏まえ、2011 年 11 月から総務省、文部科学省、国税庁等で構成される租税教育推進関係省庁等協議会⁽⁶⁾が開催されている。

租税教室等への講師派遣状況を見ると、2014 年度では国税職員 8,403 人、国税職員以外 23,868 人、合計 32,271 人が学校（大学、専修学校に対する講師派遣を含む。）に派遣されている⁽⁷⁾。

具体的な租税教室の取組事例としては、2015 年 12 月 4 日に埼玉県立浦和高等学校 3 年生による「消費税率 10%引き上げ時に軽減税率を導入すべきだ」を論題としたディベートが紹介されている⁽⁸⁾。

(2) 地方自治体による取組

地方自治体においても、租税教室に講師を派遣する等、積極的な取組が行われている。例えば、東京都税制調査会小委員会資料⁽⁹⁾によると、2014 年度は、東京都主税局による開催が、小学校 53 校、中学校 8 校、高校 1 校、

大学等 7 校となっている。

また、同資料では、教員研究団体の協力の下専門部会を設置し 6 年生社会科学習資料及び中学校社会科公民的分野資料の発行⁽¹⁰⁾が行われており、小学校 6 年生用 117,200 部、中学校 3 年生用 118,400 部とされている。高校生向けには、租税を通じた高校生の主権者意識の醸成に向け、2016 年度に高等学校専門部会を設置し、教材の作成に向けた検討を実施するとされている。

(3) 税理士会による取組

税理士会の設立には、会則を定めることが必要であり、会則には「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」(税理士法第 49 条の 2 第 2 項第 10 号)を記載しなければならないとされている。日本税理士会連合会会則においては、「本会は、申告納税制度の理念にそって、租税の意義及び役割等について国民の理解を深めるため、必要な租税教育等に関する施策を行う。」(第 67 条の 2)とされている。

このように法律及び会則に明記されていることもあり、積極的な活動が行われており、税理士が行った租税教室の開催件数は 2014 年度には 8,583 回⁽¹¹⁾となっており、また教材の作成⁽¹²⁾やウェブサイトによる情報提供⁽¹³⁾も行われている。また、「税理士が行う租税教育等の意義と課題」というテーマで税理士会による公開研究討論会も行われている⁽¹⁴⁾。

(4) 納税貯蓄組合等による取組

納税貯蓄組合法に基づき設立されている納税貯蓄組合では、1967 年から中学生の「税についての作文」募集事業⁽¹⁵⁾を行っており、2016 年度の応募校数は 7,467 校、応募編数は 629,534 件⁽¹⁶⁾となっている。応募割合をみると、学校数では 71.8%、生徒数では 18.5%⁽¹⁷⁾となっている。

また、法人会、納税協会及び間税会においても、租税教育への取組が行われている。

第3章 主権者教育の現状

(1) 2015年9月、選挙権年齢の引下げ等に対応し、文部科学省は総務省との連携により、副教材及び指導資料を作成し、全国の高校に配布するとともに、ホームページで公表した⁽¹⁸⁾。

副教材は、高等学校等における政治的教養を育む教育の一層の充実に資するよう、政治の仕組みや意義、選挙の実施についての解説(解説編)、話し合いやディベート等の手法や、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会等の実践的な学習活動の紹介(実践編)、投票と選挙運動等についてのQ&Aなど(参考編)で構成されている。また、指導資料は、副教材を高校で活用する際の留意点などをまとめたものであり、主に公民や総合、特別学習の時間に扱われることが望ましいとされている。

副教材の利用により、「論理的思考力(中略)」、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」、「現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決(中略)する力」、「公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度」⁽¹⁹⁾を生徒に身に付けさせることが期待されている。

(2) 2015年10月29日、文部科学省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会等に対し、「模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること」との通知が行われた⁽²⁰⁾。

(3) 文部科学省は、2015年11月9日に義家弘介文部科学副大臣の下に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、2016年3月31日に中間まとめ⁽²¹⁾、同年6月18日に最終まとめ⁽²²⁾を公表した。中間まとめでは、「主権者教育」は「主権者に求められる力の養成」とされ、主権者教育の目的が「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自

立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」とされている。また、高校における新科目「公共(仮称)」について触れられている。

最終まとめでは、「ほとんどの学校において特別活動や公民科を中心に主権者教育が行われ」る一方、「主権者教育を実施していないと答えた学校も見受けられた」とされている。

(4) 主権者教育の実践事例

最終まとめにおいては、各都道府県における主権者教育に関する特徴ある取組例として、軽減税率の導入についてディベート⁽²³⁾を行った埼玉県の高校が取り上げられている⁽²⁴⁾。

また、京都府教育委員会が作成した「高等学校等における主権者教育実践事例集」⁽²⁵⁾において、消費税増税の是非を議論する例が取り上げられている。

(5) 政治的中立性について批判を受けた事例

2015年6月に山口県立柳井高校で行われた安全保障関連法案をテーマにした模擬選挙に関し、同年7月の県議会で政治的中立性に関する批判があり、教育長が釈明する事態があった⁽²⁶⁾。これについては、「現在では問題となりません(中略)『指導資料』には、生徒自らが複数紙を比較検討する授業は『セーフ』であることが示されています(21ページ)。この事例は、副教材や指導資料が公開・配布される前の混迷の時期のものであり、現在では決着がついている」⁽²⁷⁾との考えがある。しかしながら、「問題は地方の教育委員会や管理職だろう。現実政治忌避を長く続けた現場では、新しい転換の方向が見えにくい」⁽²⁸⁾との指摘があるように、教育委員会や管理職、更には外部の者までが、指導資料に即した授業方法であるから、問題はないとの認識となるまでには、時間を要すると思われる。

また、授業で用いた新聞が2紙では少ないという指摘については、「資料で使われる新聞紙数を中立性の判断基準とするのは全く間違っている。問題はあくまでも記事と資料の内容なのである」⁽²⁹⁾との指摘がある。

(6) 新科目「公共」

高校における公民科は「主権者教育において重要な役割を担う教科」⁽³⁰⁾とされているが、共通必修科目としての「公共(仮称)」の設置が提言されている。「公共(仮称)」においては、「財政と税」が題材の一つとされ、「関係する専門家・機関と連携・協調したり、討論」などの学習活動を取り入れることが想定されている。このため、財政・租税を題材に討論等を行う、租税教育は「公共(仮称)」の授業の先取りにつながるとも考えられる。

なお、次期学習指導要領改訂は、前回改訂時のスケジュールを踏まえた場合、高校は2022年度から年次進行により実施予定とされている⁽³¹⁾。

第4章 高校生に対する租税教育及び主権者教育の実施状況に関する課題

(1) 高校生に対する租税教育の実施状況及びその課題

高等学校学習指導要領では、現代社会の内容として「政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ」⁽³²⁾、政治・経済では「財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ」⁽³³⁾と記載されている。このため、教科書にも記載があるものの、「今の財政にまつわる教科書の記述というのは、仕組みを理解させるということだけで手いっぱいになっていて、現状がどうで、これから将来どうすればいいかというところまでなかなか思いがいてない」⁽³⁴⁾という意見がある。

授業時間についても、受験科目に入っていないため必要な授業時間が確保されていないと指摘⁽³⁵⁾されている。現代社会及び政治・経

済の教科書に記載があるにもかかわらず、十分な学習時間が確保できておらず、学生の認識が薄い原因として、大学入試センター試験(以下、「センター試験」という。)における現代社会及び政治・経済の受験割合が相対的に低い⁽³⁶⁾ことも要因の一つとして考えられる。

また、租税教室についても、「社会に出る一歩手前の高校生や大学生に対する租税教育の充実が重要である」⁽³⁷⁾と考えられているものの、全国の租税教室開催校割合は、小学校63.3%、中学校27.7%、高校24.0%と進学するにつれて開催割合が低くなっている⁽³⁸⁾。

こうした状況が、大半の大学生が「基本的な税金の知識に欠けている」⁽³⁹⁾との指摘や「多くの取組があったのに、なぜ実際に学生と話す認識が薄いのか」⁽⁴⁰⁾との指摘につながっていると思われる。

(2) 高校生に対する主権者教育の実施状況及びその課題

文部科学省が行った全国の国公立の高校を対象とする主権者教育の実施状況調査⁽⁴¹⁾(以下、「実施状況調査」という。)によると、2015年度の第3学年以上に対する実施状況は国公立及び私立の全体で94.4%⁽⁴²⁾となっているものの、現実の政治的事象についての話し合い活動の実施割合は、20.9%となっている。また、私立における実施していない学校255課程の理由の一つとして、「時間の確保が困難」が挙げられている。

指導に当たっての連携状況をみると、選挙管理委員会と連携は30.7%、関係団体・NPOと連携が3.6%、連携していないが66.7%となっている。

実施状況調査によると、大多数の高校で主権者教育が実施され、副教材の使用割合は84.7%となっているものの、「補助教材が届くと、学校現場からはさらに多くの質問などが出されるようになった。(中略)『この教材は、本校のレベルに合わない』」⁽⁴³⁾、(時間確保や

政治的中立性に関し)「現場からは戸惑いの声も挙がっている」⁽⁴⁴⁾といった指摘もある。

関係機関の取組をみると、選挙管理委員会が選挙出前授業に取り組んでおり、2015年度の全国の高校に対する実施割合は33.1%⁽⁴⁵⁾となっている。一方、選挙管理委員会からは、「人員の調整に苦勞した」、「対応する人員が不足している」、「選挙時期など繁忙期の対応が困難」、「学校の求める内容と選管が対応できることとの差がある」⁽⁴⁶⁾との意見が出されている。

(3) 小考

高校生に対する租税教育については積極的な取組の必要性が指摘されているものの、現状、十分に行われているとは言えない状況にある。一方、主権者教育では、実施される割合は高まっているものの、現実の政治的事象についての話し合い活動の実施割合は、20.9%にとどまっている。また、選挙管理委員会による出前授業については、人員不足という問題が指摘されている。このため、主権者教育の一環として租税教育を実施することができれば、主権者教育及び租税教育双方の課題の解決に資すると思われる。

第5章 選挙権年齢の引下げと租税教育との関連

(1) 審議会等における議論

財政・租税教育の観点から選挙権年齢の引下げを取り上げたものとして以下のものがある。2016年4月15日に開催された財政制度分科会において、財政・租税教育を取り巻く最近の動きとして、選挙権年齢の満18歳以上への引下げ、新しい科目「公共(仮称)」の新設が取り上げられている。また、財政・租税教育について「18歳選挙権で主権者教育ということがよく強調されていますが、これも密接に関わること」⁽⁴⁷⁾という指摘がある。

東京都税制調査会においては、2016年6月3日に開催された第1回小委員会の配布資

料に「税負担のあり方や税の使い道の決定にかかわる選挙への参加は、税と社会との関わりへの関心を高める絶好の機会」⁽⁴⁸⁾、「選挙権年齢の引き下げを踏まえた内容の充実が必要」⁽⁴⁹⁾、「選挙権が18歳以上になることを考えると、税の仕組みや納税の必要性をしっかりと学ぶことが望まれるため、大学生、社会人への教室は重要」⁽⁵⁰⁾と記載され、「選挙者年齢の引き下げに伴う主権者教育の高まりを背景として、内容の充実が求められて」いるとの説明⁽⁵¹⁾がされている。

平成28年度東京都税制調査会答申において、「主権者としての納税者意識の醸成という視点も含めた内容にすることが望ましい(中略)教育所管部署や選挙管理委員会、関係団体とこの方向性について認識を一にし、ともに取り組むことが求められる」⁽⁵²⁾とされている。

(2) 授業事例等

租税教室の中には、「選挙、そして政治に関する意識を高めるきっかけとでき、効果があった」との考えが示されている⁽⁵³⁾ものがある。消費税の軽減税率導入に関するディベートを行う授業(第2章参照)のように、租税教育及び主権者教育の両方において紹介され、一定の評価を受けていると考えられるものもある。富山県立富山南高校においては、2016年6月23日に主権者としての自覚を促すための租税教室が開催され、主権者教育として財政課題や投票の意味などについて講義が行われている⁽⁵⁴⁾。

また、租税教育推進関係省庁等協議会の発行する租税教育の事例集⁽⁵⁵⁾において、「主権者として、納税の意義を考える」という事例が紹介されている等、主権者を意識した租税教育の事例や主権者としての自覚を育む租税教育についての研究⁽⁵⁶⁾も行われている。

(3) 教材の作成

東京税理士会が作成したテキストでは、「主権者として税を通して社会を考える主権者意

識を醸成するシナリオ構成となっている」⁽⁵⁷⁾とされている。

東京都の租税教育の取組（第2章参照）では、高校生向けの「租税を通じた高校生の主権者意識の醸成に向け」⁽⁵⁸⁾教材の作成に向けた検討が行われることとなっている。

（4）小考

租税教育は、「社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てる」という目的で行われている。また、国税庁では毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策が実施されている。「税を考える週間」は、「公的サービスと負担をどのように選択するのかを含めて、税の在り方、国の在り様を真剣に考えていただく時期に来ている」という観点から、単に税を知るだけでなく、能動的に税の仕組みや目的を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めていただく」⁽⁵⁹⁾との趣旨から2004年に「税を知る週間」から改称されている。

選挙権年齢の引下げに伴い、主権者教育に期待されること又はその目的は、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」⁽⁶⁰⁾、「地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」⁽⁶¹⁾と示されている。

こうした両者の目的又は考えを踏まえると、同じ授業が租税教育及び主権者教育の両方において紹介されることや、租税教室が主権者教育の一環として評価を受けている事例は、かねてから行われている租税教育及び「税を考える週間」の目的（考え）に、選挙権年齢の引下げを契機とした主権者教育の近年の流れが合致⁽⁶²⁾してきたことを象徴するものと思われる。

第6章 主権者教育の対象としての租税教育の長所

主権者教育の対象となり得るテーマは様々なものが考えられるが、本章では、租税教育が有する主権者教育⁽⁶³⁾の対象としての長所及び主権者教育として租税・財政を扱うメリットを考察する。

（1）学習指導要領との親和性

高校の学習指導要領には財政及び租税について記載があり（第4章参照）、学習指導要領と親和性を有していると思われる。

また、現実の政治的課題を議論するためには、前提知識が必要となり、授業で学習した知識を活用することにより知識の必要性を理解し、学習に対する意欲向上につながると思われる。

（2）正解が一つに定まらない問いについて議論することが可能

副教材及び指導用資料では、「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」⁽⁶⁴⁾に取り組むことが期待されている。具体的な税制については唯一絶対の正解はなく、税制の在り方を議論することは公平性について考える契機となり、「正解が一つに定まらない問い」に取り組むことにつながると思われる。

（3）租税教室の実績等

国税局では1950年から租税教育が開始⁽⁶⁵⁾されており、1958年以降、全国で、国税庁（国税局、税務署）、地方税関係者及び教育関係者により、都道府県及び市区町村単位の租税教育推進協議会が立ち上げられ、租税教育の補助教材の作成や、租税教室への講師派遣等の活動が行われている⁽⁶⁶⁾。租税教室として税制等の説明は税務署職員又は税理士等が行うことにより、知識の伝達は税務署職員等、ディベート又は協調学習方法の一種であるジグソー法等の準備及び進行は教員と分担することにより、教員がディベート等の準備等に集中することが可能となる。

また、小学校に比べ開催割合は低いものの、

高校生に対する租税教室も開催されており（第4章参照）、これまでの蓄積等を活用することが可能である。

（4）専門家の積極的・組織的協力

租税教育の推進体制として、国レベルでは租税教育推進関係省庁等協議会、都道府県レベルでは都道府県租税教育推進協議会、市町村レベルでは区市町村租税教育推進協議会が設置されている。また、税理士会においては、租税教育が会則に明記されており、積極的な取組が行われている（第2章参照）。

このように、租税教育を推進する体制が全国組織となっていることから、各地における効果的な授業例等の情報を共有しやすく、また、市町村レベルの区市町村租税教育推進協議会や全国524の税務署があることから地域に密着した活動を行うことや題材を取り上げるといったことが行いやすいということも考えられる。

指導資料14頁においては、専門家との連携について継続的な実施を求めているが、租税教育は組織的な取組を行っていることから継続的な実施が可能となっている。

（5）身近なテーマが設定可能

例えば、消費税は身近な税の一つであり、消費税率の引上げや軽減税率導入は、生徒自身にも直接影響する身近な政策課題である。また、所得税の改正は家計の可処分所得に影響することから、身近なテーマとして生徒に考えさせることも可能と思われる。

（6）優先順位について議論することが可能

「実際に政策や予算措置を講じるに当たっては、財源に限りがあることから優先順位を考えることが重要である」⁽⁶⁷⁾ことから、副教材では模擬請願が授業方法の一つとして示されている。財政をテーマとすれば、予算支出において何を優先すべきかという議題設定が可能であると思われる。

また、税制を扱うならば、単一の税目で垂直的公平と水平的公平を同時に満たすことは

困難であると思われることから、例えば、垂直的公平と水平的公平のどちらをより重視するかという観点から所得税及び消費税のどちらに重きを置くかというようなテーマ設定も考えられる。

（7）時事的なテーマが継続的に設定可能

税制改正が毎年行われることから、その議論の過程における論点が新聞等で報じられることとなる。学習教材として用いる論点が例えば消費税の軽減税率から所得税の配偶者控除に変わろうとも、租税という同じ分野であることから、教員や協力する外部専門家にノウハウが蓄積されるというメリットが考えられる。

（8）充実した利用可能な資料

税制及び税収等の教材として利用可能な図表等の資料が、国税庁及び財務省ホームページ等により公開されている。これらを用いることにより、根拠資料に基づいた議論が可能となり、また、図表を読み解く能力の育成にもつながると思われる。

第7章 主権者教育に関する留意点及び先行研究等

（1）学校教育に関する注意点

高校3年生のように生徒に有権者が含まれている場合等、対象者や内容によっては租税教室が主権者教育の性格を有する場合は考えられる。このため、主権者教育に関する留意点について、整理を行う。指導資料においては、「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」として、教育基本法、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法⁽⁶⁸⁾、公職選挙法に関する注意点が示されている⁽⁶⁹⁾。政治的中立性の他、模擬投票等の主権者教育を行う場合には公職選挙法等についても留意が必要であるが、政治的中立性が保たれていれば、特定の政党や候補者を支

持するための選挙運動や政治的行為に該当する可能性は低く、選挙運動や政治的行為を制限する法令に抵触する可能性も低いと考えられることから、政治的中立性を中心に検討を行う。

(2) 政治的中立性に関する解釈及び解説

政治的中立性とは、教育基本法第14条第2項が「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定していること等を踏まえ、「教育に、一党一派に偏した政治的主義・主張が持ち込まれてはならない」ことを意味するものと公的には解されている⁽⁷⁰⁾。

指導資料においては、同法第14条第2項の解釈として、「直接・間接を問わず、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、すなわち党派的政治教育をいう」とされ、「学校教育において、ある政党の政策や主張を支持ないし反対するよう教育を行う場合などは本項により禁止される」と解説されている。また、「教員が政治的教養に関する教育を行う場合、党派的な主張や政策に触れることはあり得ることであり、各政党の政策等を批評することが直ちに本項に抵触するものではないが、その場合には、他の考え方や見方を紹介したり、異なる見解を示した複数の資料を使用したりするとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意しなければならない」⁽⁷¹⁾と説明されている⁽⁷²⁾。

(3) 政治的中立性に関する先行研究等

教育の政治的中立性に関する先行研究⁽⁷³⁾や指摘等⁽⁷⁴⁾は複数あるが、中立性を確保するための具体的な授業方法として、「中立項的な問題設定」⁽⁷⁵⁾が提言されている。これは、「現実に対立しているいずれかの側に有利になるように設定された問題ではなく、いずれの側に対しても平等であり、だれしも公然とは批難できないように設定された問題」⁽⁷⁶⁾とされ、

例として、原発再稼働の是非ではなく、電気エネルギー供給の在り方を学習問題として設定すること等が示されている。

また、政治的対立がある問題を扱う場合として、①両論を併記し、双方の根拠をきちんと説明、生徒自らに考えさせる、②複数の資料（新聞など）を利用して、対立点やその根拠などを、生徒が自ら調べ、まとめ、発表し、討論して判断させる、③ディベートやさらに大きなテーマ（「中立項的な問題設定」）として扱うといった対応方法が提案されている⁽⁷⁷⁾。

第8章 政治的中立性に関する検討

(1) 政治的中立性についての批判を受ける可能性

自由民主党及び公明党は消費税の軽減税率⁽⁷⁸⁾を、民進党は給付付き税額控除⁽⁷⁹⁾を掲げており、軽減税率導入が選挙の主要な争点となる場合⁽⁸⁰⁾、軽減税率導入を論題として教室で行われたディベート⁽⁸¹⁾又は模擬投票の結果のみが保護者等⁽⁸²⁾に伝わることで、結果が独り歩きし、結果のみが捉えられ、政治的中立性に疑問を呈されることや、柳井高校の事例のように政治的中立性に関する批判を受ける可能性が残るとされる⁽⁸³⁾。

指導資料では新聞を授業に用いる場合、「一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められる」⁽⁸⁴⁾とされているが、多数の新聞社が加盟している日本新聞協会が軽減税率導入を求めており⁽⁸⁵⁾、軽減税率導入に反対している新聞紙を収集することは困難であると思われる。このため教員又は講師が資料を作成する必要があり、資料の内容によっては政治的中立性に関する批判を受ける可能性も考えられる。

また、軽減税率について日本税理士会連合会は反対しており⁽⁸⁶⁾、税理士が協力する租税教室において、ディベートや模擬投票の結果、

軽減税率導入に否定的な側が勝利した場合⁽⁸⁷⁾には、資料や議論が誘導的であったのではないかとの疑いが持たれる可能性が残ると思われる。このため、こうした疑いが生ずる可能性を回避する方法の検討を行う。

(2) 「中立項的な問題設定」による対応

消費税の税率引上げや軽減税率導入についての議論において、「中立項的な問題設定」(第7章参照)による対応を行う場合、「消費税率引上げの是非」については、「所得課税・消費税・資産課税のどれを課税強化するか」という問題設定が考えられる。また、「消費税の軽減税率導入の是非」については、「消費税率引上げ時にどのような対策が必要か」という問題設定が考えられる。

このような問題を設定することにより、副教材及び指導資料において示されている模擬請願を行うことや、課題解決型授業としてジグソー法又はポスターツアー(協調学習方法の一種)等のアクティブラーニングが可能となると考えられる。ただし、教員側からどのような資料又は論点を示すかが実施に向けた課題と思われる。

(3) ディベート的討論による対応

「ディベート学習では対立説の併置だけでなく、生徒の言葉による相互批判があり、生徒によって説得力が審査される、という学習過程が仕組まれている」⁽⁸⁸⁾中立項の場合、ディベートのメリットが失われる。

このため、本稿ではディベートを行っても勝敗の判定の結果を出さないようにするといった折衷的な方法として以下のようなディベート的討論⁽⁸⁹⁾による方法を提案する。

これは、グループ分けを行い⁽⁹⁰⁾、立論、質疑、反駁を行うまでは指導資料に記載のあるディベートと同じであるが、判定(ジャッジ)に代えて、各自が発表及び質疑応答を踏まえたレポート又は小論文を作成するというものである。

判定の代わりに方法として、他に、討議を

行った生徒に対し聴衆である生徒からのフィードバックが必要ならば、発表の良かった点・改善が必要な点等を記入する無記名のコメントペーパーを聴衆である生徒(場合によっては肯定側否定側の双方も含め評価し合う)に記入させ、生徒に回付する。また、生徒の積極的な取組を促すために勝敗に代わるものが必要ならば、評価項目毎にチームではなく各チームの生徒・資料の優秀者・優秀な点を生徒に投票させる。具体的には(1)表現力については声の大きさ・抑揚・話す速さ等が優れていた生徒1名を選び投票、(2)資料については双方の資料をパーツ毎に分けて優れていた資料一つを選び投票する。このような形ならば、肯定側・否定側のどちらが勝ったではなく、誰の発表が又はどのような資料が優れていたかについてが生徒の印象に残り、結果が独り歩きすることは避けられると思われる。

このような方法であれば、判定を行わなくても、質疑及び反駁により議論することは可能であり、指導資料30頁に示された「自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行う。」というディベートの目的は達成可能であると思われる。また、立論、質疑、反駁という過程を踏まえたレポート又は小論文を作成することは大学入試における小論文の対策としても有効であると思われる。

(4) 資料に関する検討

「消費税率10%引き上げ時に軽減税率を導入すべきだ」を論題としたディベートによる租税教室(第2章参照)⁽⁹¹⁾では、ディベートの前にジグソー法を用いたグループディスカッションが行われている。見解が異なる新聞紙を用意できない場合等、論点を示して、生徒自身が調べるジグソー法等の授業方法であれば資料作成の面から政治的中立性を疑わ

れる可能性は低いと思われる。

ただし、「テーマによっては、資料の収集や調査の段階から生徒に行なわせることも不可能ではない。しかし、(中略)一般的にはなかなか難しい(中略)基本的には、教師が資料を用意することになるだろう」⁽⁹²⁾との指摘もあり、生徒自身に調べさせることが難しい場合や参考資料一覧を教員から提示する場合には政治的中立性が疑われることがないように注意が必要と思われる。

また、教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており⁽⁹³⁾、必要な手続を行うことが求められている。租税教育推進協議会には教育委員会も参加していることから、租税推進協議会において資料を作成することができれば、円滑な届出又は承認が可能となり、教員側の負担も軽減できるとと思われる。

第9章 授業実施に向けた課題に関する検討

(1) 前提となる知識の獲得に関する課題

第8章で提案したような授業を実施するためには、生徒に前提知識として税制の基礎的な知識が必要となり、これらをどのように修得させるかが課題となるが、これについては①公民科以外の授業の活用、②中学校における租税教育の充実が方策として考えられる。

公民科以外の授業の活用としては世界史の授業を租税教育に活用した事例報告⁽⁹⁴⁾がある。また、模擬選挙の争点として TPP を取り上げ、「家庭」、「政治・経済」、「世界史」、「英語」、「保健」、「情報」の授業において、それぞれの教科・科目の視点から TPP の論争点を取り上げた事例⁽⁹⁵⁾があり、教科・科目横断的に租税を取り上げておく方法が考えられる。

中学校における租税教育の充実としては、「税についての作文」と租税教室とを連動さ

せる方法が考えられる。中学生に対する租税教育を見ると、租税教室の開催校割合は27.7%、「税についての作文」への応募校割合は71.8%、応募生徒割合は18.5%となっている。税の作文への応募校割合が租税教室の開催割合よりも高いものの、応募生徒割合が相対的に低くなっている。これは、多くの学校において、夏休み等の課外活動として周知が行われているものの、自由参加であるため、応募校割合と応募生徒数に差が生じていると思われる。このため、「税についての作文」の応募実績のある中学校に対し、作文の参考となる租税教室の開催を働きかける⁽⁹⁶⁾ことにより、租税教室の拡充と作文の応募件数の増加につなげることが考えられる。

また、中学校学習指導要領及び「中学校学習指導要領解説・社会編」において「財政に対する危機感が弱い」⁽⁹⁷⁾として、「税教育のカリキュラム案」の提案がある。このような提案が学習指導要領に反映されれば、中学校における租税教育の充実につながると考えられる。

(2) 授業時間確保等に関する課題

主権者教育については、「100頁以上の副教材を使用する授業時間が十分に確保できない」⁽⁹⁸⁾といった指摘もある。また、第8章で提案したような授業を行うには授業時間の確保や準備が必要となり、主権者教育や租税教育のためにそこまでの時間を確保できないとの考えがあり得る。

これについては、現実の課題について主体的に考えることは、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(第七次提言)」(教育再生実行会議)⁽⁹⁹⁾において、これからの時代に求められる資質・能力として示された、「主体的に課題を発見し、解決に導く力、志、リーダーシップ」につながると考えられる。また、2015年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実

現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」⁽¹⁰⁰⁾において高大接続システム改革の実現のために必要とされる「答えのない問題に自ら答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等」、これらの基になる「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を身に付けることにもつながり、高大接続実現につながっていくと考えられ、こうした教育効果も踏まえて取り組むことが必要と思われる。

また、大学で導入されているようなオーディエンスレスポンスシステム⁽¹⁰¹⁾、学習管理システム⁽¹⁰²⁾又はタブレット等の ICT 機器の利用が可能ならば、これらを用いることで時間短縮や教員の負担軽減につながると考えられる。

(3) ノウハウの蓄積及び活用に関する課題

2016年4月15日開催の財政制度分科会の資料において、当面の取組として「中学・高校における授業の優良事例の収集・横展開」と記載されている。租税教育推進関係省庁等協議会では既に、「租税教育の事例集」を作成していることから、関係者間で情報を共有することにより、効率的な優良事例の収集・横展開が可能と思われる。

第10章 財務省行政事業レビューにおけるコメントに関する検討

2017年6月1日に行われた財務省行政事業レビューにおいて、国税庁の広報活動経費が取り上げられ、租税教育についての指摘も行われた⁽¹⁰³⁾。財務省行政事業レビューにおいては、「教育は学校に任せて、国税庁は納税の徴収等に専念すべき。」等のコメント⁽¹⁰⁴⁾もあり、「事業内容の一部改善」とされていることから、本章において、財務省行政事業レビューにおいて指摘されたコメントについて検討を行う。

(1) 関係省庁等との連携

評価者のコメントとして、「教育現場（文部

科学省）、年金（厚生労働省）などとの連携を強化して、より効果的・効率的な事業にしていけるべき。」「事業の効果的・効率的な実施のためには、関係省庁等と連携し、お金を支払うという軸で、啓発活動を更に進めていくべきである。」が付されている。

新科目「公共（仮称）」では、外部専門家との連携も想定されている⁽¹⁰⁵⁾⁽¹⁰⁶⁾ことから、文部科学省と連携し、租税教育が特別なことではなく、通常の授業の一環として取り込まれるようにする必要があると思われる。

(2) 租税教育の方法

評価者のコメントとして、「本事業の2本柱である①啓発、②周知のうち、①啓発の分野での取組に、とりわけ大きな改善の余地がある」と考える。」「国民の納税者意識を子どもの時代からはぐんでいくための取組のアプローチを抜本的に見直すべきではないか。」「従来の『作文』、『書道展』は効果が疑わしく、学校教育現場と連携したプログラムに重点化すべき。」「小、中学校段階であれば、税務署の仕事の現場や確定申告の現場を見せる。高校、大学段階になれば、税制全体の大まかな枠組み、所得税の枠組みを通じて、この国全体として、どのような考え方に基づき『負担の公平化』を図っているのかを説明し、理解の浸透を図る、といったアプローチ中心に切り替えるべきなのではないか。」が付されている。

このようなコメントが付された背景として、高校における租税教室が少ないことから、小中学生に対する租税教育の効果の持続性に疑問を持たれてしまっていることが考えられる。

また、評価者のコメントとして「啓発は、時間を要する根幹的な取り組みであり、継続的に充実させて欲しい。」とあり、租税教育自体を継続的に行うことに加え、小、中学校段階で租税教育を受けた者に対しても高校段階で再度租税教育を受けられるようにするといった継続性も重要と思われる。

一方、質疑応答において「作文をすることはある程度意識の高い人がやりだす傾向がありますので、結局、啓発をする必要のない人に啓発しているということで、どこまでの効果があるのか非常に疑問に思います」との意見⁽¹⁰⁷⁾も出されている。税の作文は自由参加が多いと考えられ、関心が高い生徒が応募するということが考えられるが、夏休み等の課題の一つとして税の作文が示されることにより、関心が高くない生徒も税についての関心を持つ契機につながると思われ、また、関心が高い者についても、自ら調べ考え文章とすることは有意義であると思われる。

(3) 租税教育の目標

評価者のコメントとして、「最終的には、『国民全体の自発的な納税者意識が向上すること』を目標に据えて取り組むべきではないか。」が付され、また、質疑応答において「特段の社会科学系の学部に進学して勉強しなくても、税の基本的な項目であるとか、どうことが控除されることになっていて、(中略) みんな誰でも一通り分かっているぐらいの社会を目指さない。(中略) そこを目標になさったらいいじゃないか」⁽¹⁰⁸⁾との意見が出されている。

最終的な目標としては、こうした目標も考えられるが、効果測定が難しいと思われるため、中間的な目標が必要と思われる。

また、納税者意識に関するアンケート調査による研究⁽¹⁰⁹⁾もあるが、納税者意識の向上を測定する設問はなく、納税者意識の向上を測定するには設問の工夫が必要と思われる。

(4) 租税教育の主体⁽¹¹⁰⁾

評価者のコメントとして「税の啓発活動を国税庁が行う理由はない。教育は学校に任せて、国税庁は納税の徴収等に専念すべき。」⁽¹¹¹⁾が付されている。

租税教育についての考えとして「国税庁(中略)では、従来から児童・生徒等に対する租税教育は、本来は学校教育の中で実施すべきも

のとの基本的な考え方に立ち、学校教育における租税教育を充実するための支援に努めており」⁽¹¹²⁾とされており、本来は租税教育も学校教育の中で実施されるべきものとされている。

なお、当該コメントは海外の事例を基にしたものと思われるが、租税教育、主権者教育をどのように行うかは、各国の実情に即して考えるべきであり、必ずしも海外と同様にする必要はないと思われる。単に教科書に沿って納税が憲法で定められた国民の義務であることを説明するだけであれば、学校教員でも対応可能と思われるが、現行税制の概要等の説明は教科書の範囲を超えており、専門家の協力が必要と思われる。

(5) 租税教育の成果指標

評価者のコメントとして「レビューシート(P5)の事業の目的が(P6)の成果目標に適切に反映されていない。国税広報全般への評価の向上という漠然としたものではなく、「自発的・適正な申告、納税への貢献」という視点から定め、それに則したアウトカム指標を考えるべき。」「税の啓発活動経費の約40%を占める納税功労者表彰の目標と指標を適切に設定すべき。その上で、租税教育を含め、成果目標を効果的に達成する活動に改善していくべき。」⁽¹¹³⁾が付されている。

また、質疑応答の中で、「社会人になって自発的に税金を納めたいと思いますか。この国の税制は大体どういう制度になっているか。大まかなことが分かりましたかと聞いたときに、租税教室をやった学校とやっていない学校でどれだけ差がつくかをまず見ると、租税教室にどれだけ意味があるかというのが分かる」⁽¹¹⁴⁾との意見が出されている。

これらの意見の背景として、財務省行政事業レビューに提出された平成29年度行政事業レビューシートでは成果指標が「国税モニターに対して、租税教育に関する取組についてアンケート調査を実施し、5段階評価で上

位2評価を得た割合」⁽¹¹⁵⁾とされており、この成果指標について理解が得られなかったためと思われる。

意見として出された租税教室を行った学校とそうでない学校を比較するというのは、租税教室を受けられない生徒に比較のためのアンケートだけ協力を求めることとなり、比較対象群となる生徒、教員、保護者の理解を得ることが難しいと思われる。このため、租税教室による考えの変化を測定するアンケート、租税教室の実施前後のアンケートの比較、租税に関する基本的な問題を受講生が解くことにより、効果を測定することが考えられる。

また、「社会人になって自発的に税金を納めたいと思いますか。」という設問では、節税を行うことが「自発的に納めたい」に反するの否か等、回答者の設問の解釈に差が生じることが考えられるため、納税意識の向上を測定するには設問の工夫が必要と思われる。このため、例えば、設問を「講義を受けて、税金は正しく納めるべきだとの考えが強くなりましたか。」、「講義を受けて、税金は正しく納めたいとの考えが強くなりましたか。」とし、選択肢を「そう思う」から「そう思わない」と設定することが考えられる⁽¹¹⁶⁾。

(6) 取りまとめコメント

取りまとめコメントは、「納税意識の向上に向けた租税教育の更なる充実についての検討や、当該成果を定量的に判断できる新たな指標を追記する検討を行うこと。」とされている。

「納税意識の向上に向けた租税教育の更なる充実」については、主権者教育と結び付けた高校生向けの租税教育により充実を図ることが考えられる。また、「当該成果を定量的に判断できる新たな指標」については、前述のように租税教室の開催前後のアンケートを比較すること等で定量的な分析を行うことが考えられる。

第11章 おわりに

本稿においては、租税教育が有する主権者教育の対象としての長所、政治的中立性の観点から問題視される可能性、対応方法について検討を行った。

前述の財政制度分科会の資料において、「新たな科目『公共（仮称）』の円滑な実施に向けた実践例の提供」と新科目「公共」導入を意識する動きも見られる。新科目「公共」が導入されても、租税教育や主権者教育の授業時間が不十分であることに鑑みれば、受験科目として意識されない限り、授業時間が不足しているという問題の解決には至らない可能性があり、この点の検討が今後の課題と思われる。

高校生に対する租税教育に関連の深い授業科目である現代社会等のセンター試験における受験割合が低い⁽¹¹⁷⁾ことを示したが、試験科目を大学側で指定や選択制としていることから、大学側の指定等の状況の分析や現代社会等の指定等の割合が低いことの背景分析が今後の課題と思われる。

主権者教育の対象となる具体的な政治は様々なものが考えられるが、第6章で示した点を全て兼ね備えた分野は数少ないと思われる。主権者教育としての数多くの長所を持つ租税教育を推進することは、主権者教育の充実につながると思われる。

18歳選挙権を踏まえた主権者教育は始まったばかりであり、高校生に対する租税教育及び主権者教育の更なる充実に向けて継続的な取組が期待される。

⁽¹⁾ 文部科学省「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1366851.htm (2017年2月18日閲覧)

⁽²⁾ 東京都税制調査会「平成28年度東京都税制調査会答申」、73頁

http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc28_tou

- shin_20161027_02.pdf (2017年2月18日閲覧)
- (3) 租税教室の開催校割合を見ると、小学校63.3%、中学校27.7%であるのに対し、高校では24.0%に止まっている。(東京都主税局「税への理解を深める取組に関する資料」(平成28年度東京都税制調査会第1回小委員会資料)、6頁)
http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc28_s1/10.pdf (2017年2月11日閲覧)
- (4) 国税庁「租税教育の充実に向けた取組」
https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/sozei_kyoiku/index.htm (2017年8月19日閲覧)
- (5) 平成23年度税制改正大綱、6頁
- (6) 市田浩恩『「租税教育の充実」について』『ファイナンス』財務省、2012年1月号、46頁
- (7) 国税庁『国税庁レポート2016』、2016年、13頁
- (8) 北野彰三・内藤賢輔「平成28年度『税を考える週間』に寄せて」『ファイナンス』財務省、2016年11月号、6頁
- (9) 東京都主税局・前掲注(3)、14頁
- (10) 資料の企画・編集は東京都租税教育推進協議会。
- (11) 富村将之「私の租税教育論7」『税務弘報』2016年4月号、85頁
- (12) 東京税理士会「高等学校学習指導要領準拠・知っておきたい税のはなし」
http://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/sittekitaizeinohanashi_27.pdf (2017年2月18日閲覧)
- (13) 日本税理士会連合会「日本税理士会連合会の租税教育への取り組み」
<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/> (2017年2月18日閲覧)
- (14) 日本税理士連合会『税理士界』2016年12月15日
- (15) 2009年度から国税庁との共催事業となっている。なお、現在は、日本税理士連合会及び全国法人会総連合が後援団体となっている。
- (16) 全国納税貯蓄組合連合会「事業活動」
<http://www.zennoren.jp/jigyو.html> (2017年2月25日閲覧)
- (17) 学校数10,404校、生徒数3,406,029で計算。「学校基本調査」平成28年度 初等中等教育機関・専修学校・各種学校

- <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=00001079862&cycode=0> (2017年2月25日閲覧)
- (18) 文部科学省・前掲注(1)
- (19) 指導資料、7頁
- (20) 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)(平成27年10月29日)
- (21) 「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめ～主権者として求められる力を育むために～
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369157.htm (2017年2月11日閲覧)
- (22) 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1372381.htm (2017年2月11日閲覧)
- (23) 副教材及び指導資料で示された学習方法としてはディベートの他に模擬選挙、模擬請願があり、模擬選挙の争点の一つとして消費税増税を用いた事例として、春日雅博「一八歳選挙権と模擬選挙」『18歳選挙権時代の主権者教育を創る—憲法を自分の力に』新日本出版社、2016年、86頁参照。
- (24) 文部科学省「主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査について(概要)」にも、同様に取り上げられている。
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377_03_1.pdf (2017年2月11日閲覧)
- (25) 京都府教育委員会「高等学校等における主権者教育実践事例集」
http://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/?action=common_download_main&upload_id=14053 (2017年2月11日閲覧)
- (26) 日本経済新聞2015年9月30日朝刊43面、毎日新聞2015年7月4日朝刊27面
- (27) 藤井剛『18歳選挙権に向けて 主権者教育のすすめ 先生・生徒の疑問にすべてお答えします』清水書院、2016年、51頁
- (28) 杉浦正和「模擬選挙における政治的中立性」『Voters』第26号、2015年6月、11頁
- (29) 杉浦正和「主権者教育(政治教育)における政治的中立性」2014年度(平成26年度)学校法人

- 芝浦工業大学高校・中学教育研究報告書、137 頁
<http://www.ka.shibaura-it.ac.jp/education/subject/shakaika/upload/20151009-154607-2192.pdf> (2017 年 2 月 11 日閲覧)
- (30) 文部科学省『社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける審議の取りまとめについて』、22 頁
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/09/12/1377052_01.pdf (2017 年 8 月 8 日閲覧)
- (31) 文部科学省「次期学習指導要領改訂に関する今後のスケジュール (予定)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/061/siryu/attach/1364457.htm (2017 年 2 月 18 日閲覧)
- (32) 文部科学省「高等学校学習指導要領」(平成 21 年 3 月)、31 頁、2(2)エ 現代の経済社会と経済活動の在り方
- (33) 文部科学省・前掲注(31)、34 頁、2(2)ア 現代経済の仕組みと特質
- (34) 財政制度分科会 (2016 年 4 月 15 日) 議事録、土居丈朗委員発言
- (35) 東京税理士会「租税教育基本要領」(平成 15 年 4 月 11 日制定)
- (36) 「平成 29 年度大学入試センター試験実施結果の概要」によると、志願者数 575,967 人に対し、現代社会の受験者数 76,490、政治・経済 54,243 人、倫理、政治・経済 50,486 人となっている。重複する現代社会と政治・経済の 2 科目受験者 2,124 人、現代社会と倫理、政治・経済の 2 科目受験者 269 人を除くと、現代社会、政治・経済及び倫理、政治・経済の 1 科目以上受験した者は 178,826 人となり、志願者数の 31.0%となる。独立行政法人大学入試センター「平成 29 年度大学入試センター試験実施結果の概要」
- (37) 平成 28 年度東京都税制調査会答申、74 頁
http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc28_toushin_20161027_02.pdf (2017 年 2 月 18 日閲覧)
- (38) 東京都主税局「税への理解を深める取組に関する資料」(平成 28 年度東京都税制調査会第 1 回小委員会資料)、6 頁
http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc28_s1/10.pdf (2017 年 2 月 11 日閲覧)
- (39) 澤田正「大学生の租税教育に対する意識とニー

- ズについて—山口大学での税法講義と学生アンケートに基づく考察『税大ジャーナル』第 7 号、2008 年 2 月、147 頁
- (40) 財政制度分科会 (2016 年 4 月 15 日) 議事録、田中弥生委員発言。
- (41) 文部科学省「主権者教育 (政治的教養の教育) 実施状況調査について」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377_02_1.pdf (2017 年 2 月 11 日閲覧)
- (42) 文部科学省・前掲注(24)
- (43) 藤井剛「主権者教育への疑問に答えます」『Voters』第 30 号、2016 年 2 月、4 頁
- (44) 西野偉彦「日本における主権者教育の現状と課題」『三田評論』2016 年 6 月号、43 頁
- (45) 総務省「主権者教育等に関する調査の概要」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000456088.pdf (2017 年 2 月 18 日閲覧)
- (46) 総務省・前掲注(45)、
 総務省「主権者教育等に関する調査報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000456089.pdf (2017 年 2 月 18 日閲覧)
- (47) 財政制度分科会 (2016 年 4 月 15 日) 議事録、神津里季生委員発言。
- (48) 東京都主税局・前掲注(38)、3 頁
- (49) 東京都主税局・前掲注(38)、6 頁
- (50) 東京都主税局・前掲注(38)、3 頁
- (51) 平成 28 年度東京都税制調査会第 1 回小委員会議事録、税制調査課長発言
http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/tzc28_gijiroku_20160603.pdf (2017 年 2 月 18 日閲覧)
- (52) 東京都税制調査会・前掲注(37)、74 頁
- (53) 新潟県租税教育推進協議会会長発行「租税教育だより」2016 年 9 月 1 日、第 49 号
http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/181/452/49,0.pdf (2017 年 3 月 4 日閲覧)
- (54) 富山新聞 2016 年 6 月 24 日朝刊、27 面
- (55) 租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」2015 年 4 月発行 (2016 年 5 月一部改定)、17 頁
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/kyozai/jireishu/pdf/jireishu.pdf> (2016 年 2 月 11 日閲覧)
- (56) 真島聖子「租税教育と国民主権」『探求』2016

年第 27 号、愛知教育大学社会科教育学会、92-103 頁

(57) 林正巳「私の租税教育論 14」税務弘報 2016 年 11 月号、101 頁

(58) 東京都主税局・前掲注(38)、14 頁

(59) 財務省『ファイナンス』2016 年 1 月号、4 頁

(60) 指導資料、7 頁

(61) 中間まとめ

(62) 「租税教育はまさにその主権者教育の根幹をなすものである」(富村将之「私の租税教育論 7」税務弘報 2016 年 4 月号、87 頁)との指摘もある。

(63) 何を充足していれば、主権者教育に該当するとの要件を示した公式見解、通説は存在しないと考えられるが、指導資料において「現実の具体的な政治的事象も取り扱い」とされ、ディベート等の授業手法が取り上げられており、例えば、現実の税制上の政策の賛否を問うディベートは主権者教育に該当すると思われる。

(64) 副教材 31 頁、指導資料 7 頁

(65) 東京都主税局・前掲注(38)、12 頁

(66) 国税庁「租税教育の充実に向けた取組」
https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/sozei_kyoiku/index.htm (2017 年 2 月 11 日閲覧)

(67) 指導資料、60 頁

(68) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の制定過程については、戸田浩史「昭和 29 年の教育二法の制定過程 ～教育の政治的中立性をめぐる国会議論～」立法と調査 2010.6 No.305 参照。

(69) 「学校における租税教育(租税教室)は教育基本法の枠内で行わなければならない」(谷口勢津夫「私の租税教育論 9」『税務弘報』2016 年 6 月号、71 頁)との指摘もあり、実際に高校生に対する租税教育を行う場合には、主権者教育においてどのような注意点が示されているかを把握するために、指導資料を一読しておくことが望ましいと思われる。

(70) 衆議院議員渡辺喜美君提出教育の政治的中立性に関する質問に対する答弁書(平成 23 年 12 月 16 日、内閣衆質 179 第 101 号)。なお、平成 18 年 6 月 8 日の衆議院教育特別委員会における小坂文部科学大臣の答弁では、「学校における、

特定の政党を支持する、あるいは反対する党派的な政治教育を禁止する」旨とされている。

(71) 指導資料、74 頁

(72) 「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」が「間接」的なものを含むかの点については、齋藤一久『別冊法学セミナー no.237 新基本法コンメンタール 教育関係法』日本評論社、2015 年、56 頁参照。

(73) 教育の政治的中立性に関する判例を整理したものととして、佐藤全「政治教育と教育の政治的中立性との問題史」『教育学研究』第 65 巻第 4 号、1998 年、334-342 頁参照。

(74) ドイツの事例として、近藤孝弘『Voters』26 号、2015 年 6 月、12-13 頁参照。

(75) 山根栄次『Voters』26 号、2015 年 6 月、8-9 頁

(76) 山根栄次「授業における政治的中立と教育的配慮」『教育学研究』第 50 巻第 3 号、日本教育学会、1983 年、276 頁

(77) 藤井剛「主権者教育への疑問に答えます」『Voters』第 30 号、2016 年 6 月、4-5 頁

(78) 自由民主党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」

(79) 民進党「民進党税制改革の基本構想—ふつうの人から豊かになるための税制改革—」

<https://www.minshin.or.jp/article/110630> (2017 年 3 月 4 日閲覧)

(80) 2019 年 10 月の軽減税率制度の実施前に国政選挙があった場合、軽減税率制度に関する法律は成立しているが施行前であり争点の一つとなる可能性は残るとと思われる。

(81) 租税教育及び主権者教育の授業方法は複数あるが、ディベートによる授業例が双方で採り上げられており、また、高校生が選挙や政治に関心を持つための方法として「学校で選挙や政治に関するディベートや話し合いを行う」が模擬選挙に次いで高い(16.8%、総務省「18 歳選挙権に関する意識調査報告書」5 頁)ことから、本稿ではディベートによる授業方法を中心に検討する。

総務省「18 歳選挙権に関する意識調査報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000456091.pdf (2017 年 2 月 18 日閲覧)

(82) 明るい選挙推進協会監修『現役先生が教える主権者教育授業事例集』(国政情報センター、2016

年、63頁)では、「評価はあくまでもディベートのわかりやすさを評価するものであって、賛成派・反対派どちらの主張が正しいのか、あるいはどちらの主張を支持すべきかを表すものではないことを予め生徒らに周知しておきましょう」とされている。山口県の事例は「法案への賛否ではなく、どのグループの意見が最も説得力があったかを問う模擬投票」であったが、中立性に関する批判を受けていることに鑑みると、判定を行う場合には生徒に加え保護者にも周知しておくことが望ましいと思われる。

(83) 税務職員が派遣される租税教室で選挙や国会における主要な争点となっている事項を取り上げる可能性は低いと考えられるが、税務職員が関与しない租税教育も考えられ、また主権者教育の流れを考えるとより時事的なテーマを扱いたいとの教員側の要望も考えられることから、検討を行う。

(84) 副教材、21頁

(85) 日本新聞協会「消費税の軽減税率制度に関する声明」

<http://www.pressnet.or.jp/statement/pdf/keigenzeiritsu15.9.17.pdf> (2017年2月11日閲覧)

(86) 日本税理士会連合会「平成29年度税制改正に関する建議書」

<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/kengisyo-H29.pdf> (2017年2月25日閲覧)

(87) 山口県の事例について「安保法案に反対するグループが最多得票であったという事情も関係していたのではないか」(堀口悟朗「義務としての政治教育の事由」法学セミナー2017年1月号、39頁)との指摘がある。

(88) 杉浦・前掲注(29)、135頁

(89) 判定による勝敗を決しない討論はディベートに含まれないとの考えがありえるため、本稿では「ディベート的討論」と称した。

(90) 18歳となっている高校3年生は選挙権を有しており、有権者である以上支持政党があることも考えられる。政治的信条とディベートの立場が相違しても、政策のメリットとデメリットを議論するに過ぎず、生徒自身の信条と切り離して参加することの説明も必要と思われる。ディベートのグループ分け、肯定否定の決め方については、指導

資料27頁参照。また、明るい選挙推進協会監修『現役先生が教える主権者教育授業実例集』(前掲、56-57頁)では、「グループ分けする際には、機械的にわけるとされている。

(91) 北野・内藤・前掲注(8)、6頁

(92) 桑山俊昭「社会科授業における政治的中立を考える」『神奈川大学心理・教育研究論集』第38号、30頁

(93) 文部科学省「学校における補助教材の適切な取扱いについて(通知)」(平成27年3月4日)

(94) 金子幹夫「高等学校における租税教育についての一考察—租税・財産権を基盤にした授業案構築の研究—」『経済教育』第34号、2015年、74-81頁

(95) おまかせHR研究会編著『これならできる主権者教育 実践アイデア&プラン』学事出版、2016年、102頁

(96) 「租税教室と作文事業の合わせ技」との提言(新井進「私の租税教育論10」税務弘報2016年7月号、84-85頁)がある。また、租税教室のまとめとして生徒に「税についての作文」を書かせ、応募する事例として、山内敏雅「私の租税教育論5」税務弘報2016年2月号、106頁参照。

(97) 山根栄治「国の累積債務1,000兆円時代における中学校での税教育」『自然科学・人文科学・社会科学・教育科学(三重大学教育学部研究紀要)』第65巻、2014年、177頁

(98) 西野偉彦「日本における主権者教育の現状と課題」『三田評論』2016年6月号、43頁

(99) 教育再生実行会議「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(第七次提言)」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai7_1.pdf (2017年3月11日閲覧)

(100) 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～(答申)」平成26年12月22日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf (2017年3月11日閲覧)

(101) 生徒の発表に対する評価の結果集計にオーディエンスレスポンスシステムの一つであるクリッカーを用いた事例として、笹川篤史「クリッ

カーの演習科目への活用について」、笹川篤史・大倉真人「合同ゼミ発表会による学習効果について」長崎大学経済学部研究年報、第30巻、2014年、29-42頁参照。

(102) 学習管理システム (LMS: Learning Management System) を利用した学生間の相互コメントの事例として、LMS を利用した学生間の相互コメントの事例として、笹川篤史・柳生大輔「必携 PC を利用したアクティブラーニングについて」『経営と経済』第94巻第3・4号、2015年、17-105頁参照。

(103) 財務省「平成29年度財務省公開プロセス」
http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2017kopuro.html (2017年8月19日閲覧)

(104) 財務省「平成29年度財務省公開プロセス」国税庁の広報活動経費 評価結果・とりまとめコメント

http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2017kopuro_hyoka1.pdf (2017年8月19日閲覧)

(105) 文部科学省・前掲注(30)、23頁

(106) 文部科学省「高等学校学習指導要領における『公共(仮称)』の改訂の方向性(案)」(教育課程部会 高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム(第5回)配付資料12-1)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo3/062/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1373833_12.pdf (2017年9月2日閲覧)

(107) 財務省「財務省行政事業レビュー(公開プロセス)会議録」15頁

http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2017kopuro_kaigiroku.pdf (2017年8月19日閲覧)

(108) 文部科学省・前掲注(105)、14頁

(109) 藤巻一男『日本人の納税者意識』税務経理協会、2012年

(110) 国税庁の広報活動経費について財務省全体の広報活動における位置づけについて質問があり、財務省が行う広報活動と国税庁が行う広報活動との役割分担の説明が行われている。予算の効率的な使用のために重複がないようにするには、広報活動においては一定の役割分担が必要と思われるが、租税教育において財務省と国税庁との役割分担を強調しようとすると、税制の議論は財務

省又は財務局において、国税局又は税務署においては納税の義務や現行制度の説明と、活動内容が限定されることとなりかねないと思われる。

(111) 「啓発したからといってその義務が消えるかといったら義務は消えません」(財務省・前掲注106、15頁)、「意識が高くなったらといって義務が高くなる低くなるということはありませんので、何のためなのかさっぱり分かりません」(財務省・前掲注106、16頁)との意見が質疑応答の中で出されているが、法人実調率は3.1%、個人実調率は1.1%となっており、税務調査による牽制効果にも限界があると思われる。

国税庁「税務行政の現状と課題」(第18回国税審議会説明資料)

<https://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/shingi-k-enkyu/shingikai/170314/shiryo/pdf/04.pdf>
(2017年8月19日閲覧)

また、納税の義務に関しては、義務ということの説明だけで適正に申告納付する納税者となるとは限らないため、税務調査や無申告加算税等についても説明する必要があると思われる。

(112) 市田・前掲注(6)、47頁

(113) 関係民間団体の多くの役員は多忙な社長等がボランティアで活動していると思われ、表彰制度はそうした活動に対するものと思われる。納税功労者表彰について、あえて定量的な効果を求めるならば、関係民間団体における広報活動等の活動費と納税者功労者表彰式の費用を比較することが考えられる。

(114) 財務省・前掲注(106)、14頁

(115) 財務省「国税庁の広報活動経費 レビューシート」、2頁

http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2017kopuro_sheet1_set.xls (2017年8月19日閲覧)

(116) または、「講義の前後で、税金は正しく納めるべき(または、納めたい)との考えがについて」との設問に対し、「強くなった」から「弱くなった」という選択肢を設けることが考えられる。

(117) 現代社会等の受験割合が低い理由として、(1)大学側の指定や選択に含まれていない、(2)国立大学の2次試験において地理又は歴史が出題されるが現代社会や政治・経済は出題されないためセンター試験においても地理又は歴史を選択する、(3)併願する私立大学において地理又は歴史が

出題されるため歴史又は地理を選択する（私立大学側も受験生確保のためにセンター試験の受験者数や国公立 2 次試験出題割合の高い地理又は歴史を出題している可能性が考えられる）、といったことが考えられる。